

07年度 卒業論文

ソフトバジェットと地方財政

慶應義塾大学 経済学部
石橋研究会 第8期生

久嶋 万祐子

目次

序章	1
第1章 現状	2
1.1 ソフトバジェット問題とは	2
1.2 夕張市破綻の実態	3
1.3 地方交付税制度の現状	4
1.3.1 地方交付税制度の目的	4
1.3.2 地方交付税制度の現状	5
1.4 第三セクターの現状	9
1.4.1 第三セクターの概要	9
1.4.2 PFI との比較	14
第2章 理論分析	18
2.1 逆選択モデル (Dewatripont and Maskin, 1995, 1996)	18
2.2 モラルハザードモデル (Qian and Roland, 1996, 1998)	21
2.3 補助金の部分均衡モデル (小林, 2003)	23
第3章 実証分析	30
3.1 地方交付税制度におけるソフトバジェット問題	30
3.2 第三セクターにおけるソフトバジェット問題	32
第4章 結論	36
参考文献	38
あとがき	40

はしがき

日本の国家財政は逼迫しており、地方財政は諸外国と比較しても状況は悪い。内閣府は 2008 年 1 月 11 日、当面の財政再建目標である国と地方のプライマリーバランス（基礎的財政収支）の 2011 年度黒字化について、増税なしには達成できないとする試算をまとめた。経済成長の鈍化が響き、税収見込みを下方修正することが主因であり、消費税の増税を含む今後の税制改正論議に影響を与えるといわれている。

地方財政の回復が、国家財政の赤字を減らすためには必須である。近年では決算規模において歳入・歳出ともに 6 年連続前年度決算額を下回っているが、平成 17 年度決算収支の合計は各団体の歳出削減努力により黒字額が 956 億円増加している。しかしながら実質収支が赤字の団体は都道府県では北海道と大阪府の 2 団体、市町村は 26 団体であり、平成 16 年度と比較して 2 団体増加しているため格差が広がっているとも考えられる。

地方財政の悪化の原因としてソフトバジェット問題を取りあげ、具体的にどういった状況でソフトバジェットが生じ、どのくらい影響を及ぼしているかを調べる。最後に地方のくくりを変えることで財政回復が行えるのならば、変革が必要であるという展望を含んで論文を作成した。

序章

現在、日本の財政は厳しい状況にあるが、危機的な財政状況にあるのは地方財政も同じである。地方自治体の中には、歳入基盤が薄弱なところも少なくない。地方分権や今後の高齢化の進展などにともない、地方自治体の役割はますます大きくなっていくものと考えられる。このため、行財政改革の推進などにより地方財政の健全化を進めるとともに、地方自治体が地域の実状に応じた自主的な財政運営を行うことができるよう、地方税財源の充実強化をはかっていく必要がある。

地方分権の流れの中で、現在支障が生じているものを取り上げて分析する。中央・地方ともに社会厚生最大化を目的とする善意の政府の場合でも、現在の国家システムの中では地方自治体にソフトバジェットを発生させることがある。なぜならば、公共政策は政治的に選択されるものである以上、効率・公平よりも政治的利益が政策に反映されるのは当然であろう。現実の公共政策は社会計画者による社会厚生最大化問題の「最適解」ではなく、それに関わる政治家、官僚、利益団体等様々なステイク・ホルダーの選択と相互作用の帰結たるゲームの均衡として実現するものであるからだ。この視点から、地方交付税制度と第三セクターに潜むソフトバジェット問題を分析していく。

ソフトバジェット問題についての詳しい説明、現在の地方財政が抱える問題点を、第1章 現状において展開する。財政難に陥った地方政府を事後的に保護・救済する地方交付税交付金システムがいかにか非効率であるか、自治体と企業のリスク分散が曖昧な第三セクターが非効率を生んでいるのか、そして地方分権により理論的にはどのような効果が期待されるのかを、第2章 理論分析で展開する。そして理論分析で証明される非効率が、実証において地方政府の歳出総額と相関関係があるのかを、第3章 実証分析で展開する。最後に、本論文では展開できなかった近未来に議論が過熱すると考えられる道州制について、第4章 結論においてとりあげ卒業論文とする。

第1章 現状

まずはソフトバジェット問題の定義と、ソフトバジェット問題が生じていると考えられる地方交付税制度、第三セクターの現状を紹介する。近年財政破綻した夕張市については第三セクターの破綻がもたらしたものとして取り上げる。

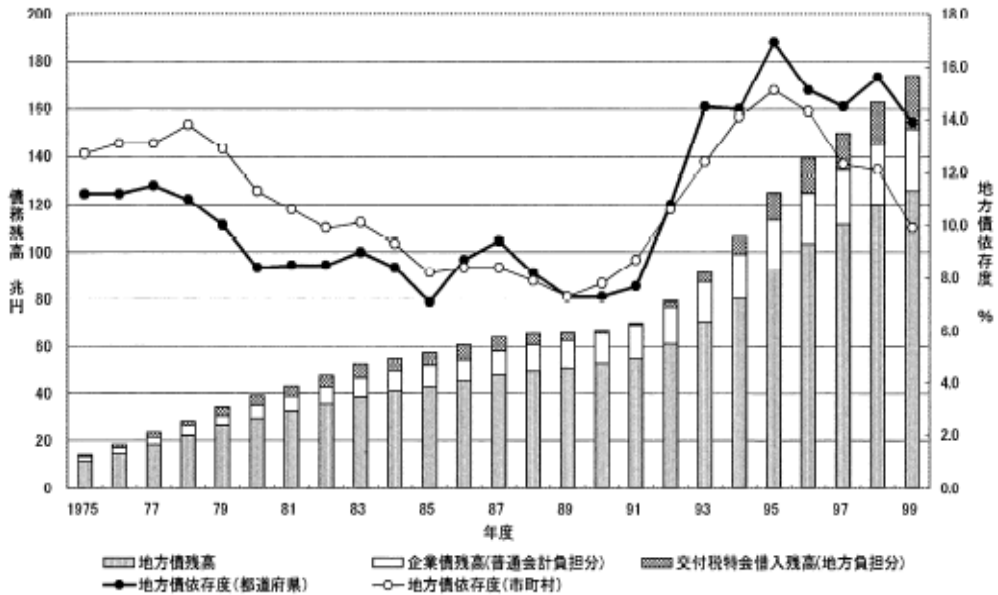
1.1 ソフトバジェット問題とは

ハンガリーの経済学者コルナイ・ヤーノシュにより提唱された「ソフトバジェット問題」(soft budget constraint)とは、東欧社会主義経済における公企業と政府の財政関係の特徴付けるために用いられた概念であり、具体的には財政困難に陥った公企業への政府による救済を指す。政府が事後的に企業を救済すると期待される場合には、企業が政府による救済を予め期待してしまい、経済的自立に向けたインセンティブをもちなくなるため、社会的に見て経済の効率性が損なわれるというものである。国有企業の生産物の価格が硬直的なことによる資源配分の非効率性の原因をソフトバジェットという概念で示した。

地方財政においては、債務を累積あるいは収入に見合わない支出責任を負った地方政府に対して中央政府が財政支援（補助金給付）を行うことが地方予算のソフト化とみなされ（山下・赤井・佐藤（2002））、地方政府の費用最小化行動へのインセンティブを阻害するため、借入金残高が膨張する。

2007年3月に夕張市が財政再建団体に認定されたこともあり、近年地方財政への注目が高まっている（夕張市の財政破綻については1.2で述べる）。「人口減少と歳出増大」といったバブル以後の地方財政の肥大化・非効率化の矛盾を招いた根本的なメカニズムを解くキーワードが、ソフトバジェット問題と考えられる。また地方財政の範囲にとらわれず、近年議論が活発化している特殊法人の独立行政法人化や廃止・民営化、財政投融资改革等、社会問題の原因としてもソフトバジェット問題が取り上げられている。

図 1-1 地方財政の借入金残高の状況



出所：山下・赤井・佐藤（2002）より転載

1.2 夕張破綻の実態

夕張市は明治以来国策として保護育成された石炭産業を中心に傾斜生産方式¹で発展した。しかし昭和30年以降、石炭から石油へとエネルギー政策は転換し、炭鉱は相次いで閉山した。その後「炭鉱から観光へ」²をキーワードに観光事業へ積極的投資を続けたため、平成9年には地方債起債制限比率が24.9%と全国670市のトップになった。また大きな観光事業は民活を取り入れた第三セクターが行っていたが、「石炭の歴史村」を所有した石炭の歴史村観光は負債総額75億円、「マウントレースイ」を所有した夕張観光開発は負債総額54億円となり夕張を支えた2社が破綻した。各々の

¹ 昭和21～23年すべての資金・労働力を鉄鋼・石炭・肥料などの基幹産業に重点的に投入し、その効果を一般生産財・消費財に及ぼして循環型の経済発展を起こそうとした。

² 昭和54年4月から市長を務めた中田鉄治氏は「炭鉱から観光へ」をキーワードにまず120億円を投資して「石炭の歴史村」事業を開始した。予算110億円という財政規模からは大きすぎる投資であったが、以降も過疎債を起債させ積極的投資を続けたため地方債発行残高は昭和58年には107億7500万円、平成元年には218億6800万円、平成4年には219億6300万円とピークを迎えた。

事業は現存し、課森観光が引き継いでいる。

原因として挙げられるのは夕張市の事業展開は当初から 2 つの構造的課題を抱えていた。

1. 夕張市が力を入れる観光事業は、移ろいやすい顧客ニーズを掴みリピーターを確保するために継続的な投資³が必要とされる金食い虫の事業であったこと
2. これらの観光開発・イベント費用が国や北海道の資金を当てにしたものであったこと（旧産炭地域対象の普通・特別交付税、産炭地域振興臨時交付金など特殊な依存財源によっていた）

この 2 つ目の構造的課題がソフトバジェット問題であり、自治体経営破綻の原因となった実例である。産炭地域振興臨時措置法が平成 13 年末に期限切れ、また補助率の高上げ・地方交付税の激変緩和措置も平成 18 年末に期限切れとなったため、後藤健二前市長は平成 18 年 6 月には自主再建を断念し同 9 月には財政再建団体申請議案をとりまとめ、平成 19 年 3 月に認定される運びとなった。

夕張市の破綻は、大雑把に言うと自治体の経営能力が原因であるが、中でも中央政府からの救済を過度に期待したことが大きな要因と考えられる。地方自治体の歳入を増やそうと観光事業に投資したのはよいが、自治体規模や失敗したときのリスク、また自治体に住む人々の生活を考えると、投資を続けることだけが歳入拡大の手段だったとは思えない。産炭地といった特別な地方であるがゆえに過剰な補助金を与え続けた政府にも問題がある。夕張市の破綻は、さまざまな視点から自治体の財政を見ることの重要さと地方自治体のソフトバジェット問題を浮き彫りにしている。この事例をヒントに地方財政の問題を挙げ、ソフトバジェット問題との関連を見ることにする。

1.3 地方交付税制度の現状

1.3.1 地方交付税制度の目的

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとと

³ 観光事業への投資は、財政状況悪化の中でも平成 8 年ホテルシューパロ取得 20 億円、平成 14 年マウントレースイ取得 26 億円、平成 12-18 年平和運動公園整備 12 億円、平成 12-19 年郷愁ミュージアム整備 11 億円と続いている。

もに、地方団体の独立性を強化すること（地方交付税法1条）

このように目的は地方交付税法に記される通りであるが、具体的には以下に挙げる3つの機能を果たすことが目的とされている。

- ・ 財源保障機能：どの地方団体においても最低限必要な行政サービス水準、ナショナル・ミニマムを確保するもの
- ・ 財政調整機能：経済力の低い地方団体に手厚く配分することで、地域間再分配（財源の均衡化）の役割を果たす
- ・ 国と地方の財源配分機能：地方交付税制度は、国庫からの部分的な補助に対応する地方負担のうち地方の自主財源ではまかなえない部分を補填することにより、本来は中央政府が責任を持つべき事務や中央政府が計画する事業を地方公共団体が展開・中央政府と地方政府の垂直的財政ギャップを解消する機能。

これらの目的を過度に遂行しようとしてきたことと、近年の地方財政の落ち込みのため、地方交付税制度に不具合が生じたとされる。地方財政の落ち込みを引き起こしたのは法人二税の減収による影響が大きい。そして歳入と歳出の差を埋めるべく地方は地方債を発行した。地方債の一部は地方交付税によって措置されることや、地方債発行が実質的に中央政府の統制下にあり管理されていることから財源不足を抑制するインセンティブは地方政府には少なく、地方交付税の増大を引き起こした。

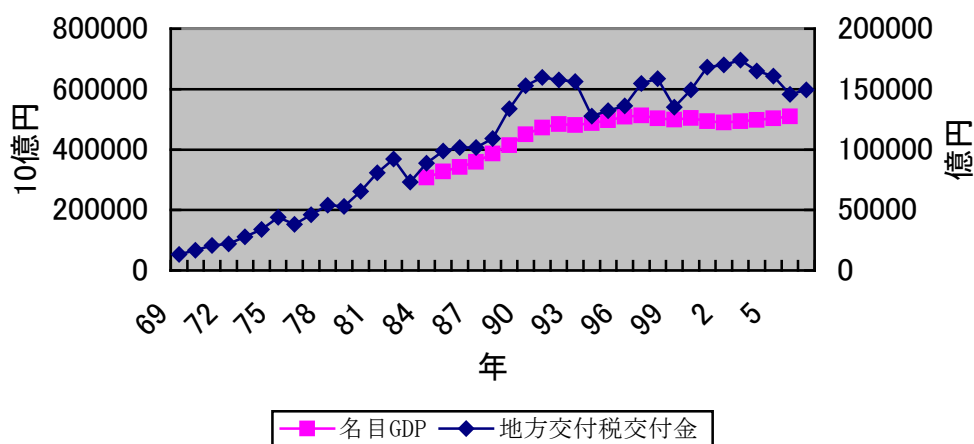
1.3.2 地方交付税制度の現状

今日の日本の税制では、国税による歳入が48.1兆円(58.9%)に対し、地方税による歳入は33.5兆円(41.1%)である。一方、国の歳出は59.9兆円(40.0%)に対し、地方の歳出は89.9兆円(60.0%)である。この数値を見ると国と地方の歳入と歳出の比率は、ほぼ逆になっていることがわかる。先に目的で述べた「国と地方の財源配分機能」が必要な理由はここにある。歳入と歳出のギャップを埋めるために、国から地方へ財政移転をしなければならない。そこで登場するのが、国庫支出金と地方交付税である。

今、地方交付税を取り上げてソフトバジェット問題との関係を示そうとしているのは、国庫支出金に比べ地方交付税には裁量性がより強いものであるからだ。国庫支出金が国から財政移転される際に用途を決められているのに対して、地方交付税は用途が決

められていない。地方交付税はまずここに裁量性が生じる可能性を内在している。

図1-2 交付税額と名目GDP



出所：財政金融統計月報 661号

地方交付税は名目 GDP の伸び率を上回る交付税額の拡大と、地方交付税の過剰な平準化機能によって拡大していた。(図 1-2)

ここで、本論とは直接関係ないが、地方交付税の内訳について記しておく。地方交付税の内訳は、普通交付税と特別交付税の 2 種類である。普通交付税とは、財源不足団体に交付するもので、交付税総額の 94% を占める。特別交付税とは、災害など特別な財政需要のある地方団体のみに交付するものである。

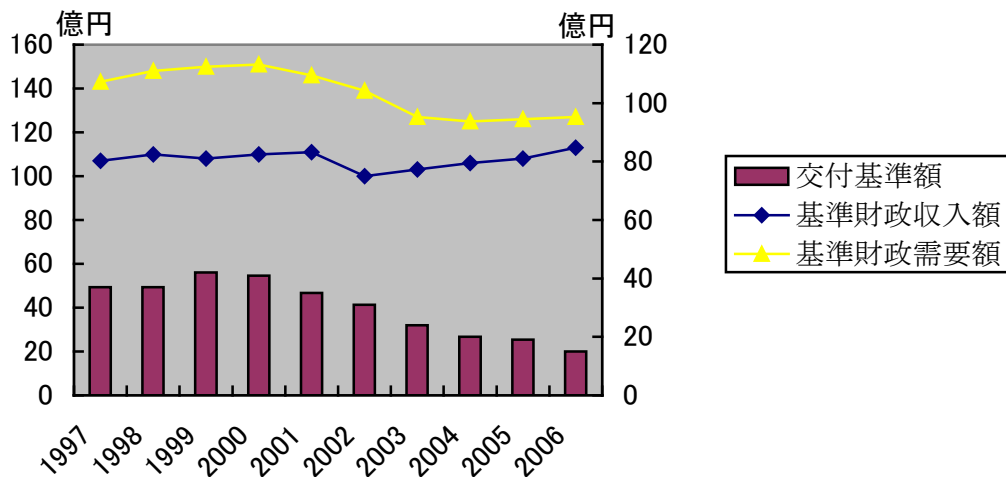
特別交付税は特別な財政需要というあいまいさを含みつつ、災害時に必要なものであるため最低限まで減額することはできてもカットすることはできない。それに対して普通交付税はこれまでのソフトバジェットによる非効率性を生じた部分であり、小泉内閣時の三位一体の改革で大幅にカットされている。

平成19年度の地方財政を確認する。平成19年度の地方財源不足見込額4兆4,200億円については、次の補てん措置を講じる。その結果、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

- ア．建設地方債（財源対策債）の増発1兆5,900億円
- イ．地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債） 2兆6,300億円
- ウ．地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金2,000億円

なお、特別交付金については、平成 19 年度の交付額を 4,000 億円、平成 20 年度の交付額を 2,000 億円としていたが、交付期間を 2 年から 3 年に延長し平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度の交付額を 2,000 億円とする。平成 19 年度においても、投資的経費に係る地方単独事業費と一般行政経費に係る地方単独事業費の一体的かい離是正（一般財源ベース 6,000 億円）を行う。一体的かい離是正分の一般財源に相当する額のうち財源不足となるものについては、基本的には国と地方が折半して負担することとするが、平成 19 年度は、平成 17 年度是正分のうち 2,100 億円、平成 18 年度是正分のうち 8,000 億円及び平成 19 年度是正分のうち財源不足となるもの 5,948 億円を、地方財政法第 5 条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により措置することとし、国負担となるべき分については後年度に調整する。平成 19 年度の地方交付税については、15 兆 2,027 億円（前年度に比し 4.4%減）を確保する。

図1-3 普通交付税算定の推移



出所: 山下・赤井・佐藤 (2002)

普通交付税は、従来地方交付税の交付総額が原資である国税などの一定割合を上回った場合に国が交付していたが、平成 13 年度に制度改正が行われ、不足額を国と地方で折半し、地方においては「臨時財政対策債」で対応することとなったことや、三位一体の改革により地方交付税の見直しがなされ、基準財政需要額の算定額が引き下げられたこと等により、平成 13 年度以降急速に減少している。今後も国の進める歳入歳入一体改革の中で、地方交付税の削減が議論されていることから、更に減少することが懸念される。

近年の減少傾向は、これまでの膨張傾向が不適切だったことを示している。ではなぜかつて地方交付税が膨張傾向にあったのかというと、そこにはソフトバジェット問題が絡んでおり、そのポイントは以下にある。

・地方交付税の原資

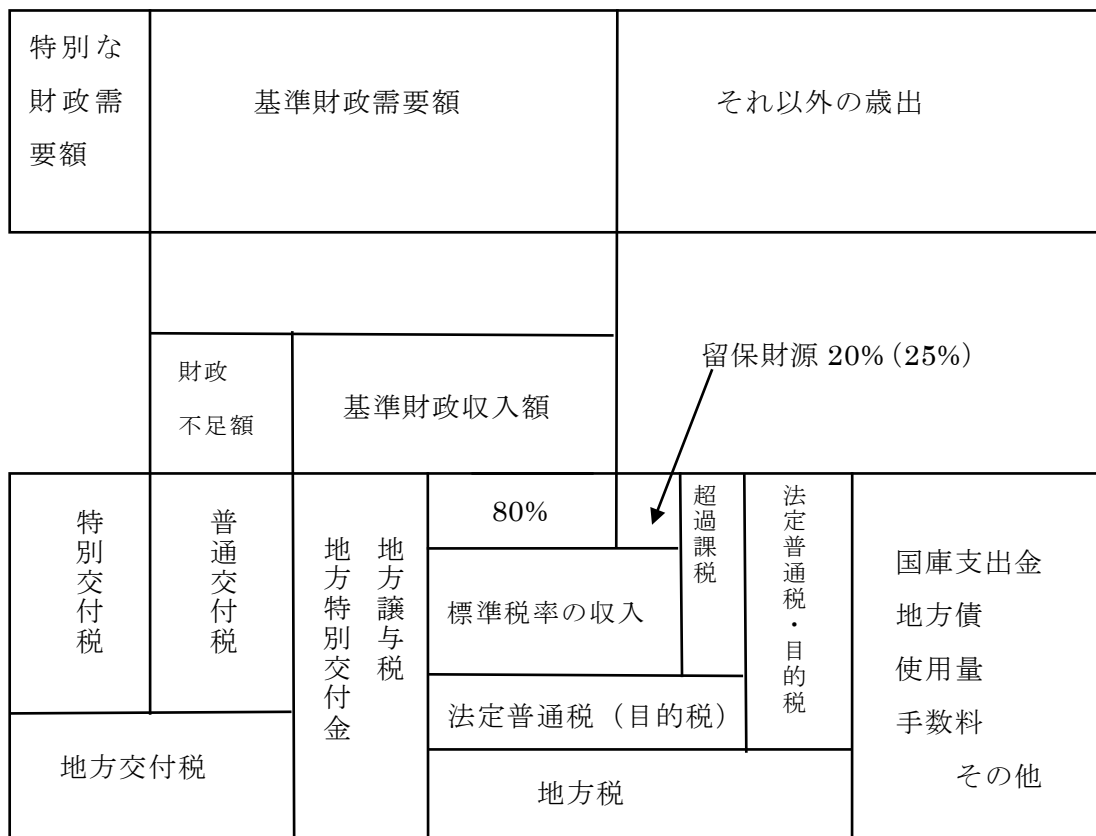
$$(\text{所得税} + \text{酒税}) \times 0.32 + (\text{法人税}) \times 0.358 + (\text{消費税}) \times 0.295 + (\text{たばこ税}) \times 0.25$$

として算定する。しかしこれだけでは不足するため、このほか各年度の地方財政対策による一般会計からの加算、借入金の返済などがあり、これによる裁量性が問題となる。

・地方交付税の算定方法

$$\text{普通交付税} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

図 1-4 地方交付税の仕組み



注：() 内は市町村の%を表す

出所：山下・赤井・佐藤 (2002)

ここで基準財政需要額の求め方に着目すると

基準財政需要額=測定単位×単位費用×補正係数

測定単位：各行政項目の財政需要を測る尺度

単位費用：測定単位あたりの単価・全国一律

補正係数：団体毎の自然状況や社会条件の違いによる財政需要の差を反映するもの

として示される。この補正係数が裁量的であること、また税収が少なくても交付税により補填されるという地方交付税制度上の問題が、地方政府の効率的な財政運営へのインセンティブを失わせ、企業誘致など税源培養のための努力を行うインセンティブも阻害する。

この現状にあるソフトバジェット問題が理論的にどう説明され、実証できるか、本論文で示す。

1.4 第三セクターの現状

第一セクターが民間部門、第二セクターが公共部門なのに対し、第三セクターは民間部門と公共部門の両方である。市場の失敗と政府の失敗を解消し公共事業に民間活力を取り入れコストミニマムに実行するために設けられたもので、一般に言われる第三セクターとは第三セクター等を指しそれは複数の地方公共団体が 25%以上出資している民法法人（財団法人・社団法人）と商法法人（株式会社・有限会社）と、地方公共団体が全額出資している三公社（地方住宅供給公社・地方道路公社・土地開発公社）のことである。

我が国における第三セクター問題とソフトバジェットの関連で注目されるのは、裁量的な補助金交付である。平成 15 年度末時点で、第三セクター全体のうち 47.0%が、地方自治体から補助金を交付されている。こうした状況下では、個々の第三セクターは経営効率化へのインセンティブを失いがちになる。ここでは第三セクターの現状をいくつかの視点から見ることで、ソフトバジェット問題がもたらした影響を考察する。

1.4.1 第三セクター等の概況

第三セクター等は、9,208 法人（商法法人 3,790 法人、民法法人 4,183 法人、地方三公社 1,227 法人、地方独立行政法人 8 法人）であり、平成 17 年度の調査（9,609 法人）に比べ、401 法人減少している。ただし、今年度調査より、地方独立行政法人

を調査対象に追加している。

表 1-1 形態別第三セクター等法人数

区分	商法法人			民法法人		
	株式会社	有限会社	計	社団法人	財団法人	計
都道府県	615	2	617	266	1,359	1,625
指定都市	246	0	246	4	305	309
市町村	2,597	330	2,927	164	2,085	2,249
合計	3,458	332	3,790	434	3,749	4,183
(構成比)	(37.6%)	(3.6%)	(41.2%)	(4.7%)	(40.7%)	(45.4%)
(参考)						
17年度	3,489	338	3,827	452	3,938	4,390
16年度	3,494	329	3,823	473	4,061	4,534
15年度	3,500	321	3,821	483	4,153	4,636

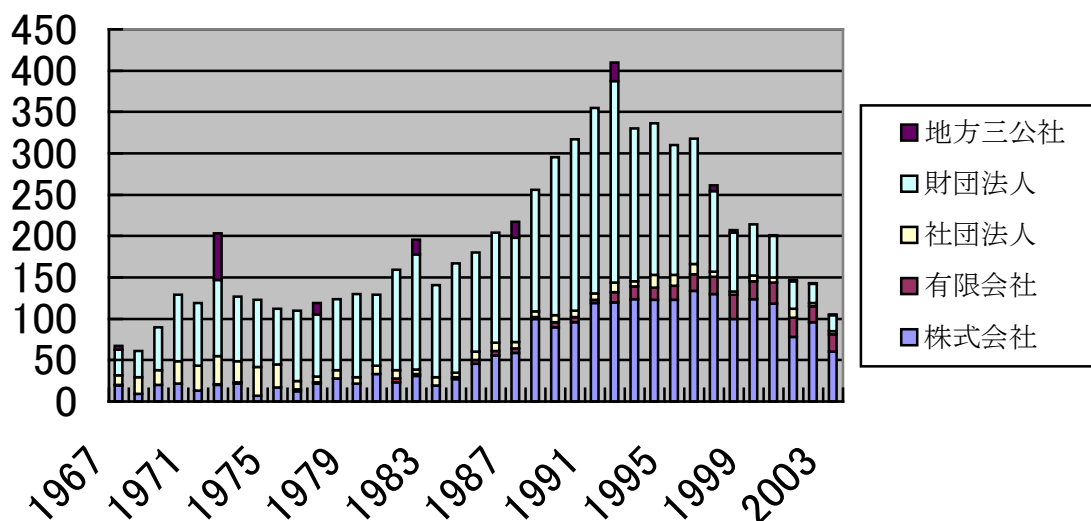
区分	地方三公社				地方独立 行政法人	合計
	地方住宅 供給公社	地方道路 公社	土地開発 公社	計		
都道府県	47	39	49	135	5	2,382
指定都市	10	3	15	28	2	585
市町村	0	0	1,064	1,064	1	6,241
全国合計	57	42	1,128	1,227	8	9,208
(構成比)	(0.6%)	(0.5%)	(12.3%)	(13.3%)	(0.1%)	(100.0%)
(参考)						
17年度調査	57	43	1,292	1,392	—	9,609
16年度調査	57	43	1,490	1,590	—	9,947
15年度調査	57	43	1,554	1,654	—	10,111

出所：第三セクター等に関する調査結果（2008）（2006）

表 1-1 を見ると、民法法人の減少率が高いことがわかる。商法法人は、株式会社は減少傾向が見られるが、有限会社においては確たる傾向は読み取れない。また特長として、土地開発公社の減少が目立つ。この背景には、自治体合併による土地開発公社の

解散が挙げられよう。またさらには地価の下落による土地獲得への意欲の薄れも考えられる。

図1-5 第三セクター等の年次別設立数



出所：第三セクター等に関する調査結果（2008）

表 1-2 第三セクター等の経営概況

区分		法人数	割合
商法法人	経常黒字法人	1,791	65.2%
	経常赤字法人	957	34.8%
民法法人	当期正味財産増加法人	2,467	62.3%
	当期正味財産減少法人	1,491	37.7%
地方三公社	経常黒字法人	656	53.5%
	経常赤字法人	571	46.5%
地方独立行政 法人	経常黒字法人	8	100%
	経常赤字法人	0	0%
合計	黒字法人	4,922	62.0%
	赤字法人	3,019	38.0%

出所：第三セクター等に関する調査結果（2008）

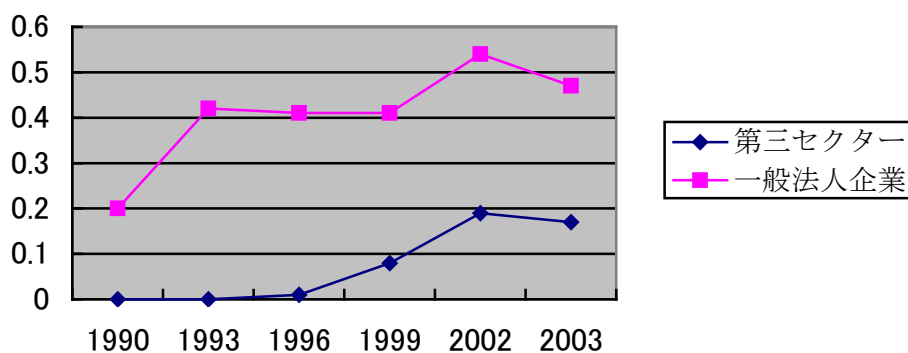
設立数を見ると、1980年代から1990年代前半のバブル期においては、全体的に右

肩上がりにより上昇していることがわかる。しかしバブル期以降は民間法人数が徐々に減少しているのに対し、商法法人数はあまり変化していない。ここで注目すべきは地方圏では商法法人数はむしろ増加傾向にあることだ。このことから全国の地方自治体がバブルの楽観的政策姿勢を修正し、第三セクター設立にブレーキをかけるには時間がかかることがうかがえる。

第三セクターは公共貢献を目的としており、もともと赤字資質の事業を公共ニーズのために赤字を承知で担当しているため赤字になりやすい。しかしそれを考慮しても赤字法人には特徴が見られる。あまり数の減っていない商法法人の経常赤字法人経常損失額を業務別に見ると「運輸・道路」が最も多く「観光・レジャー」がそれに続いている。観光・レジャーに関しては、1.2 夕張破綻の実態でも取り上げたが、長期の投資が必要なため損失額は巨額になるうえ、成功例も少ない。

なぜこのように楽観的政策姿勢を修正することができなかったのか。そこには地方自治体の歳出削減へのインセンティブの低さという、ソフトバジェット問題が潜んでいると考えられる。

図1 - 6 第三セクターの倒産発生率



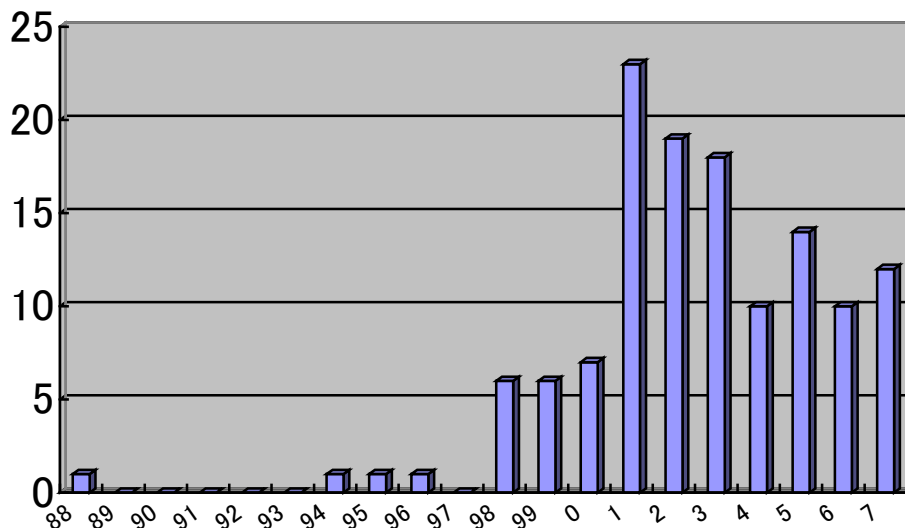
出所：深沢（2005）

経営効率の低さ(赤字体質であること)に対して、倒産発生率は第三セクターのほうが一般企業よりも低い。この原因は何か。第三セクターは、先も述べたようにもともと赤字体質の事業を担当している。それゆえに実質経営破綻していても国による補助金の交付によって倒産を先送りできる。

しかしそれを期待する第三セクターが存在しやすいことが目に見えており、ソフト

バジェット問題の発生しやすい土壌だと確認できる。

図1-7 第三セクター（商法法人）倒産推移



注：2007年度は上半期（1-6月）の情報である

出所：第三セクター等に関する調査結果（2008）

商法法人第三セクターの倒産件数は、2007年度これまで上半期として過去最多だった2001年の9社を上回った。先に述べたように、商法法人の年次別設立数はさほど変化していないにもかかわらず、倒産件数が2007年度に増加していることは問題である。第三セクターの倒産は、バブル期の不要な設立による軋みが今出てきたことによるものではないか。あまりの経営状態の悪さにこれまで楽観視してきた地方自治体も匙を投げてしまうパターンがある。

表 1-3 経営の点検評価

区分	全体法人数	点検評価あり		点検評価なし		すでに解散	
		法人数	割合	法人数	割合	法人数	割合
都道府県	2215	559	25.2%	1,616	73%	40	1.8%
指定都市	464	230	49.6%	234	50.4%	0	0%
市区町村	6103	342	5.6%	5,745	94.1%	16	0.3%
合計	8782	1,131	12.9%	7,595	86.5%	56	0.6%

出所：第三セクター等に関する調査結果（2008）

第三セクターの点検評価は甘く、自治体住民の監視下におかれているとはいえない。点検評価がどれだけ影響を及ぼすかは第3章の実証分析において確認するが、直感的にモニタリングが最適でない状況では効率経営は行えないであろう。情報化社会の中で、自治体が積極的に情報公開を行うことが今後さらに求められていくはずだ。自治体住民が監視できる制度を整える必要がある。

1.4.2 PFI との比較

PFI とは **Private Finance Initiative** のことであり、公共施設等の建設・維持管理・運営を民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用し、国や地方公共団体が直接実施するよりも低廉かつ良質なサービスを効率的かつ効果的に提供することを目的としている。1992年にイギリスで誕生し、日本では1999年にPFI法が施行され、とりいれられた。

PFI事業は本来公的サービス提供のための資金調達を公が行わなくてもよいという大きなメリットがあるが、日本においては水道関係補助金や資金調達の条件が有利とされる地方債制度があるため、民間による資金調達にこだわらず、PFIをPPP（**Public Private Partnership**/官民連携）の一部として活用することも考えられる。

PFIの事業形態は表1-4に、事業方式は表1-5に示す通りである。

PFIに期待される効果は、代表的なものはプロジェクトファイナンスという新たな金融手法と併せ厳格なリスクマネジメントが求められるために民間事業者の意識改革、また広域的な社会資本の整備の実現、そして豊富な個人金融資産および年金資産の有効活用である⁴。

⁴ プロジェクトファイナンスとは、企業の信用力や担保価値に依存するのではなく、経営ノウハウや技術力等に着眼し、事業そのものが生み出すキャッシュフローに返済原資を限定する融資形態である。一般的には、事業関係者の出資のもと、その事業を行うためだけに新たに設立された特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）へ融資が行われる。プロジェクトファイナンスの効果は、従来事業主が全面的に負っていた事業に関するさまざまなリスクを、適切にリスクコントロールできる関係者が分担することで、リスクの分散や低減が可能になることである。

表 1-4 P F I の事業形態

独立採算型	<p>公的負担なし。</p> <p>政府からの事業許可に基づき民間が施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。施設利用者からの料金収入のみで資金回収が行われる事業。</p> <p>官の役割は料金規制と事業運営状況の監視となる。</p>
サービス購入型	<p>公共がサービスの対価を支払う。</p> <p>民間セクターが自ら調達した資金により設計・建設し、維持管理及び運営を行い、主として公共セクターからの収入によりコストを回収する。</p>
ジョイントベンチャー型	<p>補助金等の公的支援制度を活用。</p> <p>官民双方の資金を用いて設計・建設し、管理を行うが、事業の運営は民間が行うため運営段階では地方公共団体の負担はない事業。</p>

出所：日本商工会議所「石垣」（2001）

表 1-5 P F I の事業方式

BOO (Build Operate Own)	<p>施設を建設（B：ビルト）し、一定の事業期間の運営（O：オペレート）を行い、事業終了後、施設を地方自治体へ譲渡（T：トランスファー）する方式。</p>
BOT (Build Operate Transfer)	<p>施設完成後、施設の所有権は地方自治体へ移転し、一定の事業期間その施設の維持管理、運営を民間事業者が実施する方式。</p>
BTO (Build Transfer Operate)	<p>BOT 方式における最終段階において、施設の地方自治体への譲渡を想定しない方式。</p>

出所：日本商工会議所「石垣」（2001）

第三セクターを批判し P F I を礼賛する論調が主流ではあるが、その前に第三セクターと P F I、両者の存在意義を理解する必要がある。事業の種類ごとに第三セクターと P F I の役割分担を示すと、表 1-6 に示すようになる。ここで V F M とは、Value For Money の頭文字で、公共的事業の質と量を従来通り維持しつつ初期投資ならびに

施設利用可能の期間中の総コストをいかに下げるかということである。

表 1-6 第三セクターと P F I の役割分担の原則

事業の種類		第三セク	P F I	
日本版 P F I の事業類型		ター		
国 の 事 業	○独立採算型事業	公共補てんは不要	×	○
	○ジョイントベンチャー型 事業	利益享受可能な収支資質		
		事業継続には公共補てん が必要な収支資質		個別案件ごとに V F M 評価により決定する
	○サービス購入型事業	すべて		個別案件ごとに V F M 評価により決定する
自 治 体 の 事 業	○独立採算型事業	公共補てんは不要	×	○
	○ジョイントベンチャー型 事業	利益享受可能な収支資質		
		事業継続には公共補てん が必要な収支資質		○
	○サービス購入型事業	すべて	○	×～△

出所：宮木（2000）

理想的な在り方は、まず P F I 法による事業分野の中で純民間企業の担当する分野と第三セクターが担当する分野が事業の収支資質により明白に区分され、かつ積極的な視点で正面から容認されることである。

表 1-6 より、公共補てんは不要で利益享受可能な収支資質の事業は、第三セクターよりも P F I のほうが優れている。なぜならば、たとえば有料橋の建設・運営を行うのに、まず建設資金について財政資金負担はゼロとなる。利用者の料金は公共川がやるよりも低廉かつサービスの質も向上する可能性もある。つまり公共側は財政負担を軽くしつつ公共財を提供でき、民間事業者は新たな事業機会を得る。これらを考えると P F I が勝れているといえる。一方、事業継続のためには公共補てんが必要な収支資質については第三セクターが勝っている。なぜならば、P F I では公共補てんの中に事業主体である純民間企業の利益享受相当分が盛り込まれていなくてはならない。この分補てん額が増大するため P F I は割高になる。また、サービス購入型において

も第三セクターが優れている。サービス購入型とは具体的には一般道路がPFIや第三セクターにより実行され公共側から影の料金が支払われるケースである。VFMを徹底したときこの事業では全事業費用を公共が支払う陰の料金によりまかなう。そしてPFIの場合は影の料金に純民間企業の利益享受相当分が含まれていなくてはいけない。よって第三セクターによる公共財提供が最低の支出で済む方法といえ、PFIより優れているといえる。中には、国の事業で、独立採算型とジョイントベンチャー型のうち事業継続には公共補てんが必要な場合と、国の事業でサービス購入型のすべてのように、VFM評価としては具体的事例ごとにケースバイケースで判断することが適切な事業もある。

これらを踏まえて第三セクターを含む各種の事業主体、事業手法との連携、分担の工夫により民活手法の範囲が一層拡大し、その中でPFIの有効活用の範囲も一層拡大することを期待する。

第2章 理論分析

ここではソフトバジェット問題を、契約理論を元に分析する。逆選択モデルとモラルハザードモデルの基本的モデルを用いた Dewatripont and Maski (1995,1996) と Qian and Roland (1996,1998) を紹介し、最後に中央政府と地方政府の権限に着目した小林 (2003) を紹介する。結論として地方分権がソフトバジェット問題の緩和につながることを示す。

2.1 逆選択モデル (Dewatripont and Maskin, 1995, 1996)

ここでは Maskin (1996) で紹介された簡素化されたモデルを紹介する。銀行=企業間のモデルとして議論されているものを、政府=企業間のモデルとして解釈したものである。同条件下において(1)中央集権型と(2)地方分権型の2タイプを分析する。

(1) 中央集権型

【仮定】

- ・ 1 政府と 1 企業が存在し、企業はプロジェクト案を政府に提示して政府からの補助を受けてプロジェクトを実行する。
- ・ fast と slow の 2 種類のプロジェクトがあり、プロジェクト実行の時間は fast は 1 期間、slow は 2 期間要する。
- ・ 1 期間プロジェクトを実行するのに 1 単位の資金が必要である。
- ・ fast プロジェクトからの社会便益 R_f , slow プロジェクトからの社会便益 R_s , ($R_f > 1, 2 > R_s > 0$)とする。
- ・ プロジェクトを完成したときの私的便益 $E_c > 0$, 未完成のとき $E_i < 0$ とする。

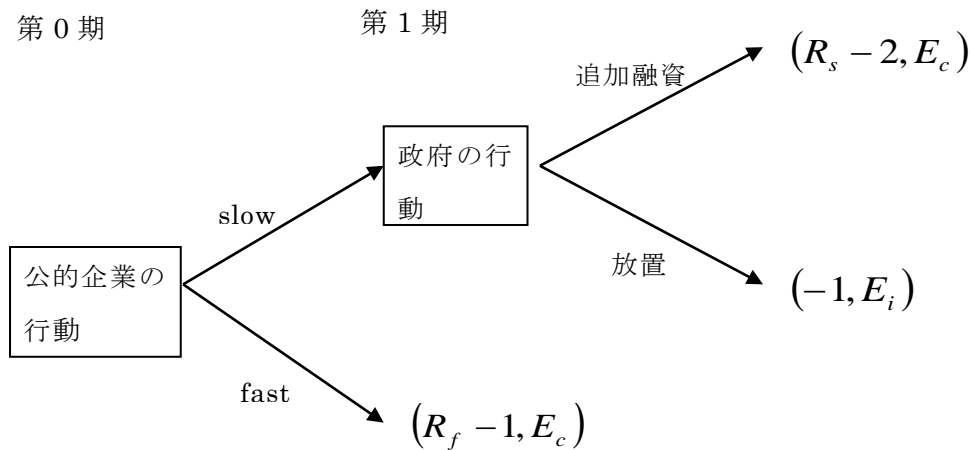
このモデルを後ろ向き帰納法で分析すると、第 1 期に政府は社会便益の最大化を追求するため、公的企業が 0 期に slow を選択し、 $R_s - 2 > -1$ ($2 > R_s > 1$) のときに追加融資を行う。つまり社会便益は $0 > R_s - 2 > -1$ となる。また $R_s - 2 < -1$ ($1 > R_s > 0$) のときは放置し、社会便益は -1 となる。公的企業が 0 期に fast を選択したとき $R_f - 1 > 0$ の社会便益となる。

また、第 0 期に公的企業は政府の選択を考慮すると slow のときは追加融資を行い E_c の私的便益を得、fast のとき E_c の私的便益を得る。

よって均衡は $(R_s - 2, E_c), (R_f - 1, E_c)$ である。slow を選択したとき、社会便益はマイナスにも関わらず追加補助が行われることになるが、公的企業は slow を選択して

も fast を選択しても私的便益 E_c を得る。公的企業は社会便益最大化ではなく私的便益最大化を追求するので、どちらのプロジェクトを選択しても同じであるため、中央集権型の場合ソフトバジェット問題が発生する。

図 2-1 逆選択モデル中央集権型



ただし、() 内は、(社会便益, 企業の私的便益) を表す。

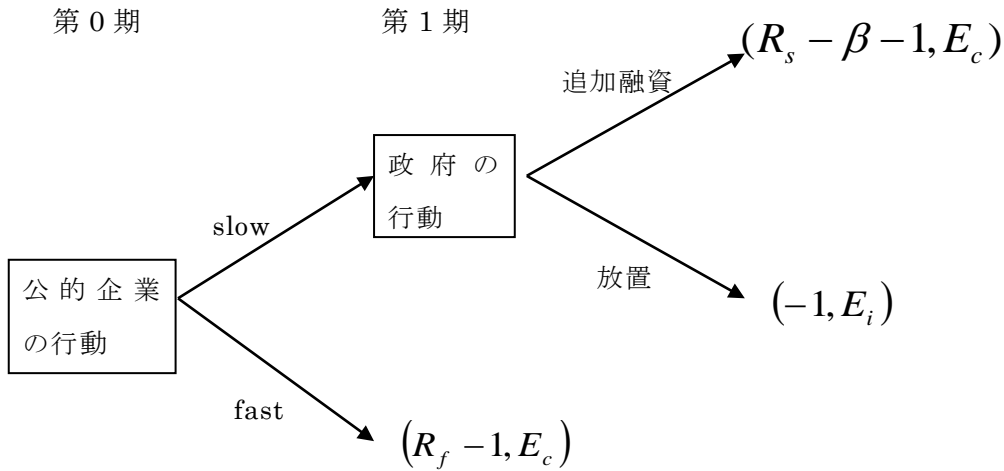
出所：伊藤・小佐野 (2003)

(2) 地方分権型

【仮定】

- ・ 1 政府と 1 企業が存在し、企業はプロジェクト案を政府に提示して政府からの補助を受けてプロジェクトを実行する。
- ・ fast と slow の 2 種類のプロジェクトがあり、プロジェクト実行の時間は fast は 1 期間、slow は 2 期間要する。
- ・ 1 期間プロジェクトを実行するのに 1 単位の資金が必要である。
- ・ fast プロジェクトからの社会便益 R_f , slow プロジェクトからの社会便益 R_s ($R_f > 1, 2 > R_s > 0$) とする。
プロジェクトを完成したときの私的便益 $E_c > 0$, 未完成のとき $E_i < 0$ とする。
- ・ 地方政府は資金力が減少し、1 単位しか保有していない

図 2-2 逆選択モデル地方分権型



ただし、() 内は、(社会便益, 企業の私的便益) を表す。

出所：伊藤・小佐野 (2003)

中央集権型との違いは、分権化された政府システムでは、slow プロジェクトに対して追加補助するためには資金が足りず他政府から資金援助を受けなければならないところにある。このとき返済時に利子 β が必要になるため、政府が追加補助を行う条件は中央集権型とは異なり次のようになる。第 1 期、政府は社会便益最大化を追及するため第 0 期に公的企業が slow を選択し、

$$R_s - \beta - 1 > -1 \quad (1 > R_s - 1 > -1 + \beta) \quad (2.1)$$

のときに追加融資を行う。そのときの社会便益は $R_s - \beta - 1$ となる。

また、

$$R_s - \beta - 1 < -1 \quad (-1 + \beta > R_s - 1 > -1) \quad (2.2)$$

のときは放置し、社会便益は -1 となる。第 0 期に公的企業が fast を選択した時ときの社会便益は $R_f - 1 > 0$ である。

また、第 0 期に公的企業は政府の選択を考慮して slow のときは追加融資を行い E_c の私的便益を得、fast のとき E_c の私的便益を得る。

よって均衡は $(R_s - \beta - 1, E_c), (R_f - 1, E_c)$ である。中央集権型と同じく、どちらを選ぶインセンティブを持つが、その条件が異なる。①と①'を比較すると $R_s - 1 > 0 > R_s - \beta - 1$ の条件では、集権化システムでは追加補助が行われるが分権化システムでは行われないことがわかる。企業に事前インセンティブも与えるので、分

権化システムはソフトバジェット問題を緩和させる。

2.2 モラルハザードモデル (Qian and Roland, 1996, 1998)

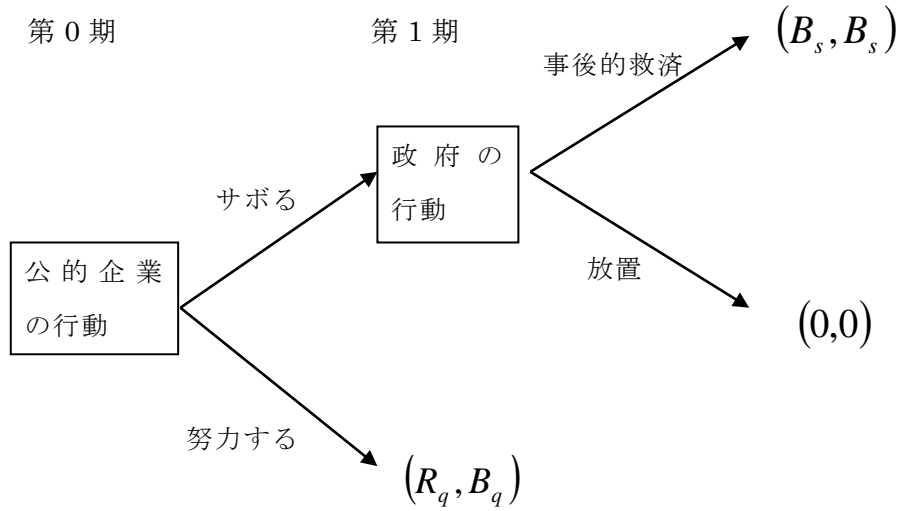
ここではモラルハザードのモデルとして、政府と公的企業の間のソフトな予算制約問題を定式化した Qian and Roland (1996,1998) のモデルを簡素化した伊藤・小佐 (2003,第 13 章)を紹介する。同条件下において(1)地方分権型と(2)中央集権型の 2 タイプをそれぞれ分析する。

【仮定】

- ・ 同質的な N 地域があり、各地域には地域住民・政府・公的企業・地域企業が存在する。
- ・ 公共投資を I_i , 民間資本を K_i とし、地域企業は地域内で生産活動を行い地域にレント $x(K_i, I_i)$ を生み出す。
- ・ 公共財提供を z_i , z_i から得られる便益を $u(z_i)$ とする。
- ・ 公的企業が生み出す便益を y_i とする (内容は ‘公的企業の私的便益+サービスからの社会便益’)。
- ・ 各地域の社会厚生は $W_i = x(K_i, I_i) + y_i + u(z_i)$ とする。
- ・ 公的企業が努力すると 1 期間でプロジェクト終了、サボると 1 単位の追加補助金を受けて 2 期でプロジェクト終了とする。
- ・ 公的企業が努力したときの社会便益を R_q 、サボったときの社会便益を 0 とする。
- ・ 公的企業が努力したときプロジェクトから得られる私的便益を B_q 、サボったときにプロジェクトから得られる私的便益を B_s とする。

第 1 期における政府は企業が期首に努力した場合には与えられた財源を I_i と z_i に振り分ける。一方、企業が期首にサボった場合は、追加補助金により企業を救済しそのプロジェクトを 2 期目に完了させたときの便益 B_s を考えながら、企業の救済を決定する。 I_i と z_i は、両者への追加 1 単位の社会限界効用が等しくなるところまで投資を行う点で選択される。この選択を地方分権と中央主権の各々で考えていく。

図 2-3 モラルハザードモデル



ただし、() 内は、(社会便益 (企業の私的便益を含む), 企業の私的便益) を表す。

出所：伊藤・小佐野 (2003)

まず地方分権型において、 d を分権(decentralization)とおく。 I_i と z_i の選択を決める関係式は

$$\frac{\partial x(K_i, I_i^d)}{\partial I_i} + \frac{\partial x(K_i, I_i^d)}{\partial K_i} \frac{dK_i}{dI_i} = u'(z_i^d) \equiv B_d \quad (2.3)$$

$\frac{\partial x(K_i, I_i^d)}{\partial I_i}$ は地域への公共投資による直接的な地域レントを示し、 $\frac{\partial x(K_i, I_i^d)}{\partial K_i} \frac{dK_i}{dI_i}$ は

地域への公共投資によって民間資本が地域間を越えて移入し、その結果民間資本の増大によって生み出された地域の便益であり、間接的な地域レントを示す。 B_d は企業を救済したときに発生する機会費用である。一方、企業を救済したときには社会的価値はゼロであるが、私的価値は B_s だけ生じる。したがって $B_d < B_s$ ならば企業救済は行われる。

次に中央集権型では、 c を集権(centralization)とおく。資本移動の外部性を考慮するため、最適な I_i と z_i の選択は

$$\frac{\partial x(K_i, I_i^c)}{\partial I_i} = u'(z_i^c) \equiv B_c \quad (2.4)$$

B_c は中央集権システム下における企業救済によって発生する機会費用と解釈することができ、 $B_c < B_s$ ならば企業救済は行われる。

中央集権型と地方分権型システムにおける企業救済条件の比較を行い、どちらがモラルハザードを緩和させるか分析する。 $I_i^d > I_i^c$ および $z_i^d < z_i^c$ であるので、 $B_c < B_d$ となる。したがって $B_c < B_s < B_d$ を成立させる B_s が存在することになる。これが意味するのは、中央集権システムの下で予算制約はソフトになり企業救済が行われるが、地方分権システムの下で予算制約はハードになり企業は救済されない状況がありうるということである。よってソフトバジェットの解決には地方分権が適切であると考えられる。

2.3 補助金の部分均衡モデル（小林, 2003）

アドバースセレクションモデル、モラルハザードモデルともに公的企業の介入した事業のモデルである。ここでは、公共財を、中央政府が供給するか地方政府が供給するか“権限”に着目した小林（2003）のモデルを紹介する。

中央政府が供給する社会的に最適な公共財の供給量は、それぞれの地方にとっては常に過剰であり、公共財供給量を減らして補助金を代わりに受け取ったほうが便益は高いという状況を考える。この下でソフトバジェット問題を回避するには、地方政府に財源を移譲し、さらに地方公共財の効率的な供給による便益がより大きなものになるよう地方公共財についての費用面での技術革新を実現すべきとの帰結を導く。

【仮定】

- ・ 中央政府は国内全体で便益が得られる公共財 g を供給し、各地方が公共財から得られる便益を $B(g)$ とする⁵。
- ・ n 個の地方自治体は、自地域に地方公共財 q_i を供給する⁶。（生産前に費用削減努力 a_i をする）
それから得られる便益を $S(q_i)$ とする ($i = 1, 2, \dots, n$)⁷。
- ・ 地方自治体 i は時地域の社会厚生を最大化し、 q_i, a_i を決定する。

⁵ 連続二階微分可能で $B' > 0, B'' < 0$ とする。

⁶ q_i に外部性はない。

⁷ 連続二階微分可能で $S' > 0, S'' < 0$ とする。

$$\max_{q_i, a_i} \Pi_i(q_i, a_i) = S(q_i) - (c - a_i)q_i + B(g) - T + s_i$$

$$\text{subject to. } \tau - (c - a_i)q_i(a_i) \leq 0 \quad (2.5)$$

T は中央政府が徴収する一括税、 τ は地方税、 $s_i \geq 0$ は中央政府から地方 i への補助金（地方交付税）を示し補助金 1 単位の便益は 1 とする⁸。

- 地方自治体 i が費用削減努力をしなければ財源不足によって地方公共財の供給が不可能になり、努力すると供給可能になるとし、

$$\tau - (c - 0)q_i(0) < 0 < \tau - (c - A)q_i(A) \quad (2.6)$$

で示す。

- $\Pi_i(q_i, a_i)$ を q_i で微分すると

$$\Pi_i(a_i) = S(q_i(a_i)) - (c - a_i)q_i(a_i) + B(g) - T + s_i \quad (2.7)$$

ここで $\pi_i(a_i) \equiv S(q_i(a_i)) - (c - a_i)q_i(a_i)$ とおく（ $\pi_i(a_i)$ は a_i の増加関数）。

- 努力が地方公共財生産の総費用を削減するとし

$$\frac{d}{da_i}(c - a_i)q_i(a_i) = (c - a_i)q'_i(a_i) < 0 \quad \forall a_i \in [0, A] \quad (2.8)$$

で示す。

- 地方自治体の課税は地方公共財の便益を超えてはならないとし、 $\tau < S(q_i(a_i))$

で示す。

- 地方は財源不足時 $\tau - (c - a_i)q_i(a_i) \leq 0$ に補助金を受け取る。

- $m(\leq n)$ 団体が補助金請求したときの中央政府が支払う補助金総額は $s \equiv \sum_{i=1}^m s_i$

または 0 とする（ナッシュ交渉解は $s_i = \bar{s}/m$ ）。

- 中央政府は国全体の社会厚生を最大化し、 g, \bar{s} を決定する⁹。

$$\arg \max_g nB(g) - g$$

$$\text{subject to. } nT \geq \bar{s} + g \quad (2.9)$$

g^* はサミュエルソンの条件

$$nB'(g^*) - 1 = 0 \quad (2.10)$$

⁸ 地方税は税率が中央政府によって定められるため、外性とする。

⁹ 国全体の社会厚生は公共財生産のための限界費用を 1 として

$W(g, \bar{s}) = \Pi_1 + \Pi_2 + \dots + \Pi_n - g$ と表す。

を満たす。

中央政府は補助金を要請する m 個の地方自治体を救済したときの社会便益が、補助金支給によって減少する公共財の便益よりも大きいとき、申請を受け入れ補助金を g を支給するため

$$\sum_{i=1}^m [S(q_i(a_i)) - (c - a_i)q_i(a_i)] \geq [nB(g^*) - g^*] - [nB(g) - g] \quad (2.11)$$

と表す。地方 i の補助金の請求額は $\max_{s/m} B(g^* - ms/m) + \bar{s}/m$ の解であるが、 m は所与なので

$$\begin{aligned} & \max_s mB(g^* - \bar{s}) + \bar{s} \\ & \text{subject to. } \sum_{i=1}^m [S(q_i(a_i)) - (c - a_i)q_i(a_i)] \geq [nB(g^*) - g^*] - [nB(g) - g] \end{aligned} \quad (2.12)$$

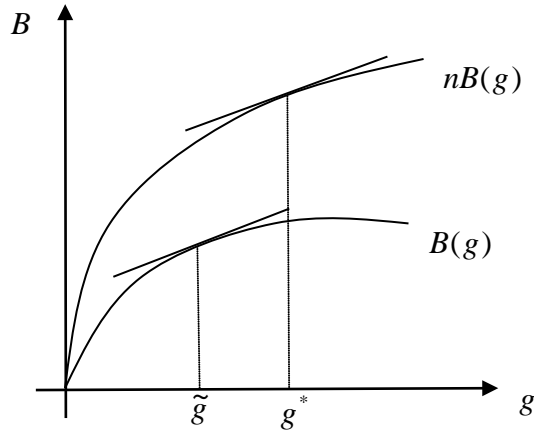
となる。これを解くと、

$$B'(g^* - \bar{s}^*) = 1/m \geq 1/n \quad (2.13)$$

を満たす \bar{s}^* が存在し、また $s_i = \bar{s}^*/m$ である。

(2.8)(2.11)より $g = g^* - \bar{s}^* \leq g^*$ となるが、補助金申請する自治体の一部 ($m < n$) の場合このときの供給量を \tilde{g} とすると $\tilde{g} < g^*$ が成り立ち、全自治体 ($m = n$) が申請する場合このときの供給量を \hat{g} とすると $\hat{g} = g^*$ が成り立つ。よって $\tilde{g} < \hat{g} = g^*$ である。これは、中央政府が社会的最適になるように供給する公共財は、各地方においては過剰であり代わりに補助金として受け取る誘引があることを意味する。

図 2-4 公共財供給



出所：小林（2003）

1 期の努力水準の決定は、次の 6 通りが考えられる¹⁰。(i, j = 1, 2, …, n i ≠ j)

- (i) $a_j > a_0$ ($\forall j$)かつ $a_i > a_0$ のとき、地方 i は財源超過となりすべての自治体が補助金申請できない。
- (ii) $a_j > a_0$ ($\forall j$)かつ $a_i \leq a_0$ のとき、地方 i は財源不足となり補助金申請する。このときの公共財供給量は \tilde{g} である。
- (iii) $a_j > a_0$ ($\exists j$)かつ $a_i > a_0$ のとき、地方 i は財源超過となるのですべての自治体が補助金申請できない。
- (iv) $a_j > a_0$ ($\exists j$)かつ $a_i \leq a_0$ のとき、地方 i は財源不足となり補助金申請する。このときの公共財供給量は \tilde{g} である。
- (v) $a_j \leq a_0$ ($\forall j$)かつ $a_i > a_0$ のとき、地方 i は財源超過となるので補助金申請できない。
- (vi) $a_j \leq a_0$ ($\forall j$)かつ $a_i \leq a_0$ のとき、すべての自治体が財源不足となり補助金申請する。このときの公共財供給量は \hat{g} である。

これらを踏まえると、 $\forall a_i \in (a_0, A)$ において $\pi_i(A) > \pi_i(a_i)$ であり、地方 i にとって $a_i > a_0$ のときは $\tau - (c - a_i)q_i(a_i) > 0$ なので補助金申請できずに公共財から得られる便益は所与となる。よって $\Pi_i(A) > \Pi_i(a_i)$ が成り立つので努力水準は A である。

また $\forall a_i \in [0, a_0)$ において $\pi_i(a_0) > \pi_i(a_i)$ であり、地方 i は財源不足となり補助金申

¹⁰ 努力水準 a_0 は $\tau - (c - a_0)q_i(a_0) = 0$ を満たす。

請する。 a_0 と a_i で同額の補助金 s を申請し公共財供給は g とすると、地方 i の利得は $\pi_i(a_0) + B(g) + s - T > \pi_i(a_i) + B(g) + s - T$ が成り立つので努力水準 a_0 のとき最大である。よって各地方が 1 期において決定する努力水準は A または a_0 である。

地方 i 以外の努力水準ベクトルを、① $A \equiv (A^1, \dots, A^{i-1}, A^{i+1}, \dots, A^n)$ 、② $\tilde{A} \equiv (a^1, \dots, a^{i-1}, a^{i+1}, \dots, a^n)$ における $m(1 < m < n - 2)$ 自治体が a_0 、それ以外の自治体は A 、③ $\alpha \equiv (a_0^1, \dots, a_0^{i-1}, a_0^{i+1}, \dots, a_0^n)$ と定義する¹¹。

先に分類した 6 通りで地方 i の利潤をそれぞれ求めると以下である。

- (i) $\Pi_i(A, A) = S(q_i(A)) - (c - A)q_i(A) + B(g^*) - T$
- (ii) $\Pi_i(a_0, A) = S(q_i(a_0)) - (c - a_0)q_i(a_0) + B(\tilde{g}) - T + \bar{s}$
- (iii) $\Pi_i(A, \tilde{A}) = S(q_i(A)) - (c - A)q_i(A) + B(\tilde{g}) - T$
- (iv) $\Pi_i(a_0, \tilde{A}) = S(q_i(a_0)) - (c - a_0)q_i(a_0) + B(\tilde{g}) - T + \bar{s}/m$
- (v) $\Pi_i(A, \alpha) = S(q_i(A)) - (c - A)q_i(A) + B(\tilde{g}) - T$
- (vi) $\Pi_i(a_0, \alpha) = S(q_i(a_0)) - (c - a_0)q_i(a_0) + B(g^*) - T$

(ii) > (iv), (iii) < (v) なのでここからは (i)(ii)(v)(vi) を比較すると、地方 i の利得について次の不等式が成り立つ。

まず $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(a_0, \alpha)$, $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(A, \alpha)$ が成り立ち、そして地方 i にとって地方公共財費用の引き下げ努力の便益が他地方に補助金を取られることによって減少する公共財の便益よりも大きければ $\Pi_i(A, \alpha) > \Pi_i(a_0, \alpha)$ が成り立ち、地方公共財費用の引き下げ努力の便益が努力を怠り補助金を受け取る便益より大きいなら $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(a_0, A)$ が成り立つ。

これらを踏まえて、1 期に各地方自治体が決定する努力水準は次の 7 つの均衡となる。

- (I) $\Pi_i(A, \alpha) > \Pi_i(a_0, \alpha)$ かつ $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(a_0, A)$ のとき¹²は (A, A)
- (II) $\Pi_i(A, \alpha) > \Pi_i(a_0, \alpha)$ かつ $\Pi_i(A, A) < \Pi_i(a_0, A)$ のときは (A, a_0) と (a_0, A)
- (III) $\Pi_i(A, \alpha) < \Pi_i(a_0, \alpha)$ かつ $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(a_0, A)$ のときは (A, A) と (a_0, α)
- (IV) $\Pi_i(A, \alpha) < \Pi_i(a_0, \alpha)$ かつ $\Pi_i(A, A) < \Pi_i(a_0, A)$ のときは (a_0, α)
- (V) $\Pi_i(A, \alpha) = \Pi_i(a_0, \alpha)$ のとき

- ① $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(a_0, A)$ ならば (I)(III)

¹¹ A, a の上段の添え字は地方自治体の番号を表す。

¹² まず i は A を選択するので、 $\Pi_i(A, A)$ と $\Pi_i(A, \alpha)$ を比較する。 $B(g^*) > B(\tilde{g})$ なので $\Pi_i(A, A) > \Pi_i(A, \alpha)$ となり、 (A, A) が均衡である。以下同様。

- ② $\Pi_i(A, A) < \Pi_i(a_0, A)$ ならば(II)(IV)
- (VI) $\Pi_i(A, A) = \Pi_i(a_0, A)$ のとき
- ① $\Pi_i(A, \alpha) > \Pi_i(a_0, \alpha)$ ならば(I)(II)
- ② $\Pi_i(A, \alpha) < \Pi_i(a_0, \alpha)$ ならば(III)(IV)
- (VII) $\Pi_i(A, \alpha) = \Pi_i(a_0, \alpha)$ かつ $\Pi_i(A, A) = \Pi_i(a_0, A)$ ならば(I)(II)(III)(IV)

これらの結果から、地方自治体の費用削減努力の便益より補助金の便益が大きい場合、社会的最適水準の公共財供給量は地方にとって過剰なため中央政府の財源を地方に移転させようという誘引があることから中央政府が社会的最適水準の公共財供給をする財源のみを調達しても補助金を出さないことにコミットしたことはない。

このモデルから導かれる地方自治体の地方公共財供給における改善点は、次の2つである。

- (1) 地方自治体の財源を大きくし、地方自治体に努力するインセンティブを与える。
- (2) 地方自治体に、地方公共財供給に関する費用面での技術革新を実現し、より低い費用条件で地方公共財の生産をさせる。

(1)では地方税を $\tilde{\tau}$ ($\tilde{\tau} > \tau$) に増税した状況を考える。任意の a_i において

$$\frac{d}{da_i}(c - a_i)q_i(a_i) = (c - a_i)q'_i(a_i) < 0 \quad (2.14)$$

$$0 = \tau - (c - a_0)q_i(a_0) < \tilde{\tau} - (c - a_0)q_i(a_0) \quad (2.15)$$

が成り立つので、 $a_0 > \tilde{a}_0$ 。したがって $\pi_i(a_0) > \pi_i(\tilde{a}_0)$ となる。したがって税源が増えたとき地方が補助金を申請するためには地方公共財の便益を下げなければならない。すなわち $\pi_i(a_0) - \pi_i(\tilde{a}_0)$ だけ努力をしないことの費用が増えることになる。

ではほかの変数をすべて一定にして、地方公共財の限界費用が \tilde{c} ($\tilde{c} < c$) へ低下したとする。

$$\pi_i(a_i; c) = S(q_i) - (c - a_i)q_i \quad (2.16)$$

より包絡線の定理から $d\pi_i(a_i; c)/dc = -q$ がなりたち、任意の a_i について $\pi_i(a_i; \tilde{c}) > \pi_i(a_i; c)$ となり費用削減の技術革新は努力しないことの機会費用を高くする。

これらの分析結果より、地方交付税のような裁量的補助金は中央政府や地方自治体が社会構成最大化を目的とする場合でも地方自治体にソフトバジェット問題を生じさせる。各地方自治体が善意の政府であっても、中央政府が供給する国家供給財の費用負担は他の地方へ転嫁したい誘因があるため、社会構成の主体そのものの地域住民が

地方自治体の努力の怠りを強く望んでいるとされる。このため、各地方は財政効率化の努力を怠り、負担に耐ええない状態へコミットしようとする。よって地方交付税は、非効率を招く補助金であることが示された。

この制度が存在する下では、中央政府が最適な公共財供給量を維持するだけの財源にコミットしても問題は回避できない。なぜなら、中央政府が供給する公共財は地方自治体にとっては過剰供給となるため自地域に最適な公共財供給水準となるまで減らす代わりに、その分を補助金として受け取る誘因が地方自治体にあるからである。これは中央政府の財源を減らしただけではソフトバジェット問題は回避されにくいことを意味する。回避するには地方交付税制度そのものを廃止するか、中央政府に裁量が働かない補助金制度に作り替えることが必要である。

だが、地方交付税制度を改廃することは、財政需要が非常に増大した地方自治体が多数ある現状では困難である。現在の制度を前提とした次善の策は本分析より2つ考えられる。1つ目は地方自治体の財源を大きくし、地方自治体に努力するインセンティブを与えること、2つ目は地方自治体に地方公共財供給に関する費用面での技術革新を実現し、より低い費用条件で地方公共財の生産をさせること、である。

ゆえに、財源の地方分権化を推し進めた上で地方自治体の生産性を高めることが、ソフトバジェット問題を緩和する社会的に望ましいことが裏付けられるのである。

第3章 実証分析

実証分析では、これまで第1章・第2章と取り上げてきた地方交付税交付金制度と第三セクターについて、各々において集権によって生じている非効率の存在を明らかにする。分権化やPFIによるリスク分散が非効率解消につながるであろう展望を示す。

3.1 地方交付税制度におけるソフトバジェット問題

地方交付税がどれだけ地方財政に影響を及ぼしているのかを実証分析する。ここで Aigner, Lovell and Schmidt(1977)の確率的フロンティア関数を用いた山下・赤井・佐藤(2002)の実証分析を元に、説明変数・被説明変数を設定して回帰分析を行った。

【モデル】

$$\ln C_i = \alpha_0 + \alpha_1 \ln n_i + \alpha_2 \ln area_i + \alpha_3 o_i + \alpha_4 s_i + \alpha_5 t_i + \alpha_6 w_i + \alpha_7 \ln x_i$$

C_i :一人当たり歳出総額、 n_i :人口、 $area_i$:面積、 o_i :高齢者率、 s_i :第二次産業比率
 t_i :第3次産業比率、 w_i :一般行政職の平均賃金、 x_i :交付税平均依存率

【サンプル】

- ① 東京都・大阪府・愛知県の3都府県を除く44道府県
- ② 兵庫県の神戸市を除く28市
- ③ 千葉県の千葉市を除く34市
- ④ 北海道の札幌市を除く33市
- ⑤ 京都府の京都市を除く10市

②～⑤では都道府県のうち兵庫県、千葉県、北海道、京都府を取り上げ、実証する。兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海とさまざまな気候に恵まれ、市街地としてだけでなく工業においても多様な特徴をもっている。それゆえ実質GDP成長率や景気動向指数が全国とほぼ同じ動きをしており平均的な県として抽出した。千葉県は、山下・赤井・佐藤(2002)の効率性指標の推計結果の上位30団体のうち、11団体を占めており経営効率の面において最も優れた都道府県として取り上げた。逆に北海道は、山下・赤井・佐藤(2002)の効率性指標の推計結果の下位30団体のうち、13団体を占めており経営効率性に劣る都道府県として取り上げた。京都府は無作為に都道府県を取り出しどのような結果が得られるか試すために、抽出した。

① 東京都・大阪府・愛知県の3都府県を除く44道府県

自由度修正済み決定係数は0.847、式は以下になった。

$$\ln C_i = 16.09 - 0.131 \ln n_i \ln n_i + 0.164 \ln area_i + 0.032 o_i + 0 \bullet s_i + 404135 t_i - 1.5E - 06 w_i + 0.341 \ln x_i$$

$$\begin{matrix} (-4.43)^{***} & (4.43)^{***} & (2.70)^{**} & (-) & (2.72)^{***} \\ & & & & (-1.05)^{**} & (2.52)^{**} \end{matrix} \quad (3.1)$$

② 兵庫県の神戸市を除く28市

自由度修正済み決定係数は0.712、式は以下になった。

$$\ln C_i = 6.22 - 0.00957 \ln n_i \ln n_i + 0.0183 \ln area_i + 0.0645 o_i + 0.000144 s_i - 0.0018 t_i - 0.00059 w_i - 0.125 \ln x_i$$

$$\begin{matrix} (0.29)^* & (0.29)^* & (4.56)^{***} & (0.34) \\ & & (-0.84) & (-1.71)^* & (-1.54) \end{matrix} \quad (3.2)$$

③ 千葉県の千葉市を除く34市

自由度修正済み決定係数は0.432、式は以下になった。

$$\ln C_i = 361.3 - 14.387 \ln n_i \ln n_i + 28.244 \ln area_i + 2.206 o_i - 2.457 s_i + 0.432 t_i + 0.0405 w_i + 19.69 \ln x_i$$

$$\begin{matrix} (-1.22) & (1.61) & (0.76) & (-1.45) \\ & & (0.59) & (0.59) & (2.37)^* \end{matrix} \quad (3.3)$$

④ 北海道の札幌市を除く33市

自由度修正済み決定係数は0.729、式は以下になった。

$$\ln C_i = 7.41 - 0.0499 \ln n_i \ln n_i + 0.00931 \ln area_i + 0.0319 o_i - 0.00513 s_i + 2.4E - 05 t_i - 0.0003 w_i - 0.1125 \ln x_i$$

$$\begin{matrix} (-2.37)^* & (0.301) & (4.77)^{***} & (-1.36) \\ & & (1.03) & (-1.38) & (-1.01) \end{matrix} \quad (3.4)$$

⑤ 京都府の京都市を除く10市

自由度修正済み決定係数は0.596、式は以下になった。

$$\begin{aligned}
\ln C_i = & -17654 - 758.5 \ln n_i \ln n_i + 195.1 \ln area_i + 265.1 o_i + 345.14 s_i \\
& (-0.66) \quad (0.21) \quad (1.62) \quad (0.51) \\
& + 454.8 t_i - 3.03 w_i - 439.8 \ln x_i \\
& (0.83) \quad (-1.14) \quad (0.55)
\end{aligned} \tag{3.5}$$

これらの①～⑤の結果から、都道府県レベルでは交付税平均依存率が一人当たり歳出総額に優位に影響を及ぼしているとわかる。しかし各都道府県レベルで見ると、千葉県で優位に影響を及ぼしている結果が得られたが、兵庫県・北海道・京都府では期待する結果が得られなかった。

この実証分析から考えられることは、全国的には地方交付税が歳出に影響しているが、都道府県別にみれば大きな要因とはならない。つまり地方交付税を、国がどのように配分するかが課題だといえよう。国による配分が最適であれば、全国的な地方交付税額が歳出額に影響を及ぼすことを回避できる。よって地方に権限を与えることで地方交付税の総額自体を減らし、最適配分を行うリスクを軽減することと、中央集権を徹底することで最適配分を導くという2つの方法が考えられる。しかし、中央集権には数々の問題があると第2章でも述べた。すなわちソフトバジェット問題を解決するためには中央集権の仕組みではなく現代の潮流である「地方分権」について考えなければならない。

ここで第2章理論における2.3 補助金の部分均衡モデル(小林, 2003)の分析結果を振り返り、地方交付税の2つの課題克服方法を見直す。1つ目は地方自治体の財源を大きくし、地方自治体に努力するインセンティブを与えること、2つ目は地方自治体に地方公共財供給に関する費用面での技術革新を実現し、より低い費用条件で地方公共財の生産をさせること、であった。2つ目の技術革新による克服方法に関しては証明できてはいないが、1つ目の地方分権による克服方法はこの実証分析に適合しており証明できた。

3.2 第三セクターにおけるソフトバジェット問題

被説明変数を経常利益、説明変数を総資産・公的部門の出資割合・損失補償契約に関わる債務残高・地方自治体からの借入残高・役員に占める自治体関係者の割合・積極的情報公開の有無・債務保証契約に関わる債務残高、として『最新地方公社総覧2002』に収録されている、全国の第三セクター(商法法人2,612社と民法法人4,418社を合わせた7,030社)のデータに基づいて、最小二乗法により推計した。

表 3-1 を見ると、この結果から商法法人や民法法人といった第三セクターの在り方に関わらず地方自治体からの借入残高は経常利益、つまり経営効率性に影響を及ぼすことがわかった。商法法人に特化すると、地方自治体からの借入残高のほかに公的部門の出資割合・損失補償契約に関わる債務残高も、経営効率性に影響を及ぼす。それは有限会社よりも株式会社で色濃く結果が見られる。一方、民法法人に特化すると、総資産・公的部門の出資割合・損失補償契約に関わる債務残高が、地方自治体からの借入残高とはほかに優位に影響を及ぼす。そしてこの実証結果を見ると、多くの項目が優位に影響している財団法人が、最もソフトバジェット問題を抱えていると考えられる。

表 3-1 推計結果

	総資産	公的部門の出資割合	損失補償契約に関わる債務残高	地方自治体からの借入残高
商法法人	2.42×10^{-5}	-812.506 (-1.385)*	-0.08517 (-10.564)***	-0.00595 (-2.955)***
株式会社	1.92×10^{-5} (0.040)	-915.688 (-1.388)*	-0.08518 (-10.015)***	-0.00594 (-2.794)***
有限会社	0.011121 (0.782)	37.54454 (0.579)	0.11148 (3.081)	-0.41964 (-3.595)***
民法法人	0.00393 (4.232)***	-420.03 (-1.541)*	-0.00467 (-3.841)***	-0.00692 (-2.137)**
社団法人	0.0291 (8.187)***	428.707 (1.005)	-0.0278 (-6.716)***	-0.0309 (-4.625)***
財団法人	0.003527 (3.602)***	-681.796 (-2.151)**	-0.0043 (-3.341)***	-0.00792 (-2.147)**

	役員に占める自治体出身者の割合	積極的情報公開の有無	債務保証契約に関わる債務残高	定数項	自由度修正済み決定係数
商法法人	12.47696 (0.025)	25903.03 (0.767)	-	31291.74 (0.758)	0.048
株式会社	16.38081 (0.029)	28553.49 (0.760)	-	34890.03 (0.763)	0.048
有限会社	-65.6777 (-1.170)	2522.279 (0.642)	-	-3825.23 (-0.757)	0.100
民法法人	-148.611 (-0.673)	5100.327 (0.0598)	-	51291.35 (0.588)	0.004
社団法人	66.45108 (0.171)	-8994.03 (-0.0946)	-	-33923.8 (-0.349)	0.133
財団法人	-190.737 (-0.796)	2287.508 (0.0233)	-	80691.75 (0.802)	0.004

出所：深沢（2005）

以上をふまえて、第三セクターの経営問題をめぐる今後の政策対応について論点を3つ考えてみる。

第1に、地域における経済・産業の振興や住民生活の向上に関連した事業への取り組みに対して地方自治体が出資面でどの程度関与したらよいか、である。その判断が重要になるのは、新たに行われる事業についてである。このことは公的部門の出資割合が大きな第三セクターほど経営効率が低くなる傾向があるという今回の分析結果から得られる。もし公的部門の関与が不要と判断される事業ならば純粋な民間企業にゆだねるほうが効率的である。一方、公的部門による一定の関与が必要な場合にも、その事業に第三セクターだけでなく他の可能性、たとえばPFIが採用できないかどうかを検討する必要がある。

第2に、地域に関連した事業のための借入をめぐる公的支援（地方自治体による損失補償や貸出し）が、負債による規律づけの低下に結びついてしまうことをいかに避けるか、である。新たな事業をめぐり、純粋な民間企業への事業委託やPFIが選択される場合、当然それらの資金調達には公的支援の対象外となる。しかし、既存の第

三セクターが金融機関から新たに資金を借り入れる場合にも、それぞれに公的な支援を与えることは原則として避けるべきであると判断する。分析結果からも読み取れるように、そのような支援が第三セクター自身の経営効率の低下を招く可能性があることが重要である。総務省が平成 15 年末に発表した「第三セクターに関する方針」にも、「第三セクターの資金調達方法としては事業自体の収益性に着目したプロジェクトファイナンスの考え方を基本とすべきであり、これに基づく資金調達が困難である場合には、第三セクター方式による事業化を原則として断念すべきである。」、「将来の新たな支出負担リスクを回避する観点から、第三セクターの資金調達に関する損失補償を原則行わないこととすべきである。」とあった。

第 3 に、過去において既に発生してしまった第三セクターの債務を的確に管理する上でどのような工夫が求められるかである。この問題を巡っては、地方自治体が第三セクター向けの損失補償契約を通じて抱え込んでいる潜在的な債務額や、第三セクター向け貸出金の含み損を納税者が最終的に返済を余儀なくされる地方自治体の債務として開示することが重要になってくる。平成 16 年 3 月には、これらの「隠れ債務」を含んだ地方自治体の債務総額を開示する場合の方法等を示した報告書が、財団法人自治総合センターから公表されている。仮にこの報告書の内容に沿った対応が個々の地方自治体で行われることになれば、既存の第三セクター債務に対する民主的な統制の強化という観点からは一歩前進だと言え今後はこの種の開示情報を地方議会による予算・決算の審議過程のなかでいかに有効に活用していくかや、「隠れ債務」に関連した損失を地方自治体の一般会計等による負担として早期に確定すべきか否かなどについても、活発な議論が期待される。

第4章 結論

第1章から第3章を通じて、地方財政に内在するソフトバジェット問題を分析した。現在の問題から、今後地方分権の流れが加速していくことは明確である。現在、道州制の理論が活発化している。

道州制とは、現行の都道府県を大きくりの道や州に再編するという構想である。近年道州制に関する提言が活発化している背景には、国・地方を通じた財政危機によって行政のスリム化がこれまで以上に求められているからである。

道州制のメリットは、市町村合併により大きくなった基礎自治体に都道府県業務を移譲でき、広域行政に特化して行政運営を行えるため、的確な予算配分と行政能力が期待できる。さらに道州の規模になれば、経済圏の拡大により、今よりも産業政策が地域に即して行える。反面デメリットは、行政区域の拡大により道州における首長の権限が拡大し、政治に偏りが生じる可能性があることと、道州のような規模の大きな自治体になることで、地域住民との距離が今よりも離れてしまうことである。

分権化の流れは国際的に見るとどうであるか。諸外国で行われてきた自治体の構造改革はどのようなものかを確認し、日本の都道府県・市町村による2層制との比較によって導入の可能性を確かめることは重要である。ここではスコットランドとアメリカを取り上げる。

スコットランドでは、1975年の再編により1層制である3つの島嶼団体を除き、9のリージョンと53のディストリクトの2層制が導入されていたが、1994年の地方自治法により新たに29の1層制の地方自治体が1996年に誕生した。スコットランドはイギリスの1部であったために地域議会はイギリスの分裂を招くとされて創設されていなかった。しかし1997年に労働党政府が「スコットランド議会」を提案した。これは住民投票で可決され、1998年にスコットランド法が成立し、イギリス本国から健康や教育、住宅、開発などの分野に関する立法権および行政権を移譲され、国税である所得税の税率を最大3%増減できる権限も与えられた。この一連の分権化は、規模等で類似している北海道の道州制に向けた取り組みに刺激を与えている。

また、アメリカは50の州を構成単位とする連邦国家である。アメリカの地方自治体は日本同様大きく2つに分けられ、1つが一般的な地方自治体であり、もう1つが特別の目的を持った地方自治体である。前者はカウンティや市町村およびタウンシッ

ブに、後者は学校区および日本の一部事務組合に類似した特別区に分けられる¹³。アメリカでは地方自治体の再編は多数行われているが、統合はあまり見られない。しかし今後参考になると思われる日本では見られない類型の1つとして、カウンティと市町村の合併がある。異なる層の地方自治体が1つの自治体として機能するものであり、日本の都道府県と市町村の垂直統合に相当するものである。都道府県と市町村の関係を見直す際に、過疎地域において都道府県が小規模町村の機能を代行するという観点や、大阪府と大阪市のような大都市圏における重複行政をなくすという観点から、参考になるものである。

これらの議論を考慮しつつ、財源の配分という地方分権にこだわらず、広域行政による地方分権の形を分析できればよかったと考える。今後、道州制議論がより活性化し、道州の区分がある程度予測でき、歳入歳出・財源移譲が明確に数値化されたとき、分析が行われ、適切な地方分権が行われることを期待したい。

¹³ カウンティとは、州政府がその背策を遂行する上での便宜上観点から直接的には住民の意思とは関係なく、州の下部組織として創設された地方自治体である。

参考文献

- 赤井伸郎 (2006), 『政府間関係 (国と地方) における契約問題—ソフトな予算制約問題を中心に—』, ファイナンシャルレビュー, 財務省財務総合政策研究所.
- 赤井伸郎・篠原哲 (2001), 『第三セクターの設立・破綻要因分析—新しい公共投資手法 PFI の成功に向けて—』, 日経研究論文 FInal8.
- 伊藤秀史・小佐野宏 (2003), 「インセンティブ設計の経済学」 劉草書房.
- 加茂利男 (2007), 「日本型地方自治改革と道州制」 自治体研究社.
- 小林克也 (2003), 「地方交付税制度と地方自治体の財政運営—裁量の財源がもたらすソフトな予算制約—」, 『国民経済』, 国民経済研究協会.
- 田村秀 (2004), 「道州制・連邦制—これまでの議論・これからの展望—」 ぎょうせい.
- 橋本行史 (2006), 「自治体破たん・「夕張ショック」の本質—財政論・組織論からみた破たん回避策」 地方自治ジャーナルブックレット.
- 林宏昭・橋本恭之 (2002), 「入門地方財政」 中央経済社.
- 深澤映司 (2005), 『第三セクターの経営悪化要因と地域経済』, レファレンス.
- 宮木康夫 (2000), 「第三セクターと P F I —役割分担と正しい評価—」 ぎょうせい.
- 山下耕治・赤井伸郎・佐藤主光 (2002), 『地方交付税制度に潜むインセンティブ効果』, ファイナンシャルレビュー, **61**, 120-145.
- 財団法人地方財務協会編 (2007), 『平成 17 年度 市町村別決算状況調』.
- 市町村自治研究会 (2007), 「平成 19 年度版全国市町村要覧」 第一法規.
- 総務省編 (2007), 『平成 19 年度版地方財政白書』 総務省.
- 総務省自治財政局地域企業経営企画室 (2005), 『第三セクター等の状況に関する調査結果』.
- 地域企業経営研究会 (2003), 『最新地方公社総覧 2002』 ぎょうせい.
- 地方公務給与制度研究会編 (2007), 『平成 18 年 地方公務員給与の実態 (別冊)』 地方公務.
- 東洋経済 (2007), 『統計月報』, 第 67 巻第 5 号, 東洋経済.
- 日本商工会議所 (2001), 『石垣』, **2**, 22-23, 日本商工会議所.
- Aigner, D.J., C. A. K. Lovell, and P. Schmidt, (1977), “Formulation and Estimation of Stochastic Frontier Production Function Models,” *Journal of Economics*, **6**, 21-37.
- Dewatripont, M. and E. Maskin, (1995), “Credit and Efficiency in Centralized and

- Decentralized Economics,” *Review of Economics Studies*, **62**, 541-555.
- Maskin, E. (1996), “Theories of the soft budget constraint,” *Japan and the World Economy*, **8**, 121-133.
- Qian, Y. and G. Roland, (1996), “The Soft Budget Constraint in China,” *Japan and the World Economy*, **8**, 207-223.
- Qian, Y. and G. Roland, (1998), “Federalism and the Soft Budget Constraint,” *American Economic Review*, **88**, 1143-1162.
- 日本政策投資銀行ホームページ <http://www.dbj.go.jp/index.html>
- 農林水産省ホームページ <http://www.tdb.maff.go.jp/machimura/index.html>
- 総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
- 坂戸市ホームページ <http://www.city.sakado.lg.jp/index.htm/>
- 木津川市ホームページ <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

あとがき

地方財政をテーマにした卒業論文を作成することに決めたのは、省庁再編や市町村合併によって国のあり方が変化している中、都道府県というくくりは変わることはないのかという疑問からであった。調査を進めるうちに道州制というフレーズを多くの文献で発見し、経済界からの要請は年々高まっているということを知った。なぜ道州制が注目されているのかを探ることで、地方分権の必要性を前以上に感じるようになり、地方分権の理論的根拠を示したい、そして現在地方財政が抱える問題の根本的な原因はどう説明できるのかを知りたいと考え、卒業論文を「ソフトバジェットと地方財政」とするに至った。

論文作成の過程で、ソフトバジェット問題が地方財政だけではなく、銀行でも生じていると知り「事後的」観念の厄介さを知る場面もあった。銀行は破綻しても国が助けてくれるので業務を怠るという理論がある。実際そのような事態が日本でもおきているが、信用経済の「信用」を作っている銀行内でソフトバジェットが生じるという事実には驚いてしまった。これからはあいまいな信用だけではなく、監査の更なる充実が必要になると感じた。監査に関する法整備は近年国際化に向かっている。今後もソフトバジェットを防ぐモニタリング効果をさらに拡充するシステムになっていくであろう。

地方交付税や第三セクターといった政策として議論が終わっている内容がメインになってしまったことは至らなかつた点として反省している。先行研究に目を投じ、この論文に至るきっかけを与えてくれた道州制や、市町村合併をメインの章で取りあげられればよかったと思う。今後は市町村合併も徐々に落ち着き、地方の歳入が増やされて各地方が独自の政策を行うことが期待されていくであろう。そうなったとき、地方行政が住民の社会厚生を最大化することを考えて行動できるかどうかは、それまでの国の政策にかかっている。私は地方の行政レベルを上げなければ、分権だけではソフトバジェット問題が解決しないと思う。道州制にこだわることはなく、今後も国と地方、また経済界との間でさまざまな意見交換がなされることを願いたい。ミクロ経済学初級も合わせると2年半という大学生活の長い間、石橋先生から学んだことや、この卒業論文作成中に出会った文献を通じて、自分の地方自治に対する考えが持てた。今後社会に出て現実を知り考え方は徐々に変わっていくと思うが、今の自分の考え方は慶應義塾大学に入学し、石橋先生の下で勉強できたから得られたものなので、大切にしたいと思う。

最後になりましたが、論文作成にあたって不出来な私を最後まで見捨てずに指導してくださった石橋先生に感謝の意を表して卒業論文のあとがきとします。2年間本当にありがとうございました。